

財務局が施行する建築工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法

第1 基本的考え方

本積算方法は、猛暑による作業効率の低下を考慮し、猛暑に伴う労務費の増加費用の算定及び変更による計上に必要な事項を定めるものである。

増加費用の積算にあたっては、「財務局が施行する工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針（以下「運用指針」という。）」に定める作業不能日数を参考とする。

本積算方法は、東京都財務局が施行する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他の関連工事に適用する。ただし、夜間工事を除く。

第2 猛暑に伴う労務費の増加費用の算定方法

猛暑に伴う労務費の増加費用の算定方法は、次式を標準とする。

$$\begin{aligned} \text{猛暑に伴う} \\ \text{労務費の増加費用} &= \frac{\text{工事費のうち労務費相当額}}{\text{工期 (T) (日)}^{*1} - \text{作業不能日数 (日)}^{*2}} \times \text{増加費用算定日数 (日)}^{*3} \\ &\quad \times (1 + \text{専門工事業者等の諸経費の率 (労)}^{*4}) \end{aligned}$$

※1 積算基準（建築工事編）2.5.4により算定された月数に30日を乗じて算定したもの。

なお、昇降機設備工事等で工期（T）を設定していない工事については、積算基準（建築工事編）2.5.4に準じて設定する。

※2 運用指針に基づき算定された工期に見込む作業不能日数。

※3 猛暑に伴う増加費用算定用の日数。原則として作業不能日数と同じ日数とする。

※4 専門工事業者等の諸経費の率（労）は、令和8年度公共建築工事標準単価積算基準の中間値（47%）とする。

なお、工事費のうち労務費相当額の把握が困難な場合には、次により算定することができるものとする。

工事費のうち労務費相当額

= 労務費相当額算定用の工事価格^{※5} × 標準的な労務費構成割合^{※6}

= 労務費相当額算定用の直接工事費 × (1 + K^{※7} ÷ 100) × 標準的な労務費構成割合^{※6}

※5 労務費相当額算定用の工事価格とは、猛暑に伴う労務費の増加費用算定前の内訳書に計上されている工事価格とする。

※6 標準的な労務費構成割合は、表1による。

※7 K（労務費相当額算定用の共通費率）は、積算基準（建築工事編）の共通費の算定方法によることを基本とする。

表1 標準的な労務費構成割合

居住専用住宅	事務所	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	8.59%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

(出典)「労務費ダмпingを防止するための公共発注者向けガイドライン」

(令和7年12月 国土交通省 不動産・建設経済局作成、33頁)

第3 増加費用算定日数の特記仕様書への記載について

新規起工する案件は、特記仕様書(1.6備考)に以下の文言を記入する。

(特記仕様書における記載例)

(1) 本工事は、猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法の対象工事である。

積算に使用した増加費用算定日数：●日間

(2) 気象状況により工期中に発生したWBGT値が31以上の日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_●●地点」におけるWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))と(1)の日数に相違が生じた場合には、受注者は発注者へ増加費用に関する協議を申し出ることができる。

第4 増加費用算定日数について設計図書を変更する場合について

特記仕様書(1.6備考)の増加費用算定日数について、受発注者間において協議し、必要と認められる場合は、設計図書を変更し、上記第2の方法で労務費の増加費用の算定を行う。この時、工事費、工期、作業不能日数及び増加費用算定日数は変更時点のものとし、工事費はスライド額及び労務費の増加費用を含まない工事費、工期は中止期間を含まない工期とする。

増加費用算定日数については、受注者からの協議に基づき、工期中に発生したWBGT値が31以上の日数の実績値で計算することができるものとする。

なお、作業不能日数について設計図書を変更する場合については、運用指針による。

第5 その他

本積算方法に記載がない内容については積算基準(建築工事編)による。また、本積算方法によりがたいと工事主管課長が判断する場合、別途個別に運用することができる。

第6 附則

本運用指針は、令和8年7月15日以降に起工決定する工事から適用する。